

平成30年度第7回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成31年1月15日（火）午前10時37分～午前11時26分
開催場所	本館 地下打合室3～5
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長
審議事項	<p>(1) 第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について <環境生活部></p> <p>(2) バリアフリーマスタープランの策定について <都市整備部></p> <p>(3) 施設使用料の見直しについて <情報戦略局></p>

1 第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について <環境生活部>

概要

平成31年度の環境基本計画期間終了に係る次期計画の策定について審議を行った。主な内容については、以下のとおりである。

(1) 環境基本計画を全部改定とすることについて

環境基本計画の「伊勢市の環境のめざす姿」「基本方針」「基本目標」については、第1期計画の内容を第2期計画へ踏襲していたが、第1期策定から10年が経過しているため、社会環境等の変化への対応、市総合計画の改定や人口ビジョン策定等による市政方針との整合性を図るため、第3期計画においては全部改定とする。

(2) 環境基本計画に地球温暖化防止実行計画を内包することについて

地球温暖化防止実行計画は、環境基本計画を上位計画とし、その分野別計画の一つに位置づけられるが、次の観点から、地球温暖化防止実行計画を内包、施策の一つとして策定する。

- ・計画の整合性（時点の統一、同一方向性）
- ・一貫した審議（審議会、パブリックコメント等における委員・市民の理解向上）
- ・策定事務及び計画管理の効率化

(3) 地球温暖化防止実行計画の計画期間を一年前倒しで策定することについて

内容する地球温暖化防止実行計画の計画期間は、平成24年度から平成32年度であるが、一年前倒しする。

結 論

提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・地球温暖化防止実行計画を一年前倒しとするが、当該計画の評価はどのように行うのか、また、内包による計画の構成等はどのように考えているか。
⇒次期環境基本計画に内包する段階で一旦評価を行う考えである。内包する計画の構成はいくつかあるが、今後、審議会委員との協議等において策定していきたい。

資 料

付議事項書

2 バリアフリーマスタープランの策定について <都市整備部>

概 要

国において、生活関連施設及び生活関連経路の移動等の円滑に係る方針（マスタープラン）の制度が創設されたことに伴い、伊勢市においても移動等円滑化に係る方針を示すことで、計画的にバリアフリー化を推進するため策定するバリアフリーマスタープランについて審議を行った。

（1）策定の目的

伊勢市においては、平成 29 年 2 月に策定した伊勢市交通バリアフリー基本構想に基づき、各施設管理者が五十鈴川駅周辺のバリアフリー化事業を進めているところであるが、今後は、他の地域においても計画的にバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現する。

（2）制度の概要

・根拠法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

・バリアフリーマスタープランとは

生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設※ 1 及び生活関連経路※ 2 の移動等円滑化に係る方針を示すものである。

※ 1：鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設

※ 2：生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること。）

（3）マスタープランにおいて定められる主な事項

ア 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

- ①マスタープランの位置づけ
 - ②マスタープランの期間
 - ③マスタープランを作成する背景・理由
 - ④地区の特性
 - ⑤地区特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方
- イ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
 - ウ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
 - エ 行為の届出等に関する事項
 - オ 行為の届出等に関する事項
 - カ 市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集、整理、提供に関する事項
 - キ その他移動等円滑化促進地区の移動等円滑化促進のため必要な事項
- (4) 策定のメリット
- ・ 事業に関する調整の容易化
 - ・ 届出制度による交通結節点における施設連携の推進
 - ・ 計画的なバリアフリー化の推進（新たな地区の基本構想の策定等）
- (5) 計画スケジュール案
- ・ 平成31年度～平成32年度 マスタープラン策定
 - ・ 平成33年度以降 基本構想策定へ

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ バリアフリーマスタープランの策定は市町の努力義務であるが、今回策定することの考えは。
⇒本市のバリアフリー化を計画的に推進するためである。
また、今後マスタープランがないと、国の支援が得られない可能性もある。

3 施設使用料の見直しについて

<情報戦略局>

概要

合併調整内容である施設使用料の統一等について、これまでも庁内にて協議を重ねてきたが、次のとおり経過を確認し、指針（案）について審議を行った。

(1) 経過

- ア 合併調整内容「施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。」について、庁内にて調整を重ね、平成26年11月19日の総務政策委員協議会へ「基本的な考え方」を報告

- ・受益者負担、公平性の原則
- ・算定方法の明確化（原価×受益者負担割合）
- ・減免基準の整理、統一化
- ・管理運営の効率化等
- ・1時間単位の料金の統一
- ・激変緩和
- ・短期間に複数回の改定はしない（消費増税を意識する）

イ 当時策定中であった「公共施設等総合権利計画」との整合性を図る必要等も踏まえ施行を見送ったもの

ウ 公共施設等総合管理計画 施設類型別計画は平成30年9月11日に完成
受益者負担の適正化方針、施設類型ごとの基本方針、個別施設ごとの具体的な今後の方針を決定

(2) 施設使用料に関する見直し指針（案）等について
基本的な考えとして次の内容を整理しまとめるものとする。

- ・受益者負担、公平性の原則
- ・算定方法の明確化（原価×受益者負担割合）
- ・減免基準の整理、統一化
- ・管理運営の効率化等

(3) 見直しの時期について
公共施設等総合管理計画—施設類型別計画に基づく再編・建替えの時期にあわせて改定をする

(4) 今後のスケジュール
総務政策委員協議会へ報告を行う

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・指針（案）の原価計算の記載について、分かりやすいように「大規模改修は含まない」等の記載をされたい。

資料 付議事項書